

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱  
第一 内閣府関係（第一章関係）

一 子ども・子育て支援法の一部改正（第一条関係）

地域型保育事業所の所在地の市町村以外の市町村の長による確認を不要とすること。

第二 総務省関係（第二章関係）

一 公職選挙法の一部改正（第二条関係）

地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において公職選挙法第九条第二項又は第三項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加すること。

二 公害紛争処理法の一部改正（第三条関係）

公害審査委員候補者について、一年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定める期間ごとに、委嘱することができるものとする。

三 地方独立行政法人法の一部改正（第四条関係）

1 試験研究を行う地方独立行政法人は、当該法人の試験研究の成果を活用する事業又は当該法人の試験研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、設立団体の長の認可を受けて、出資を行うことができるものとともに、当該法人の試験研究の成果を活用する事業者に対し必要な支援を行うに当たつて、当該事業者の発行した株式等を取得し、保有することができるものとする。

2 地方独立行政法人は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該業務の質の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、土地等の貸付けができるものとする。

### 第三 厚生労働省関係（第三章関係）

#### 一 児童福祉法の一部改正（第五条関係）

子育て短期支援事業について、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することができるものとする。

#### 二 生活保護法の一部改正（第六条関係）

1 教育扶助のための保護金品のうち、被保護者の親権者又は未成年後見人が支払うべき費用について、政令で定める者に対し、保護の実施機関が代わりに支払うことができるものとする。

2 介護保険法の指定等によつて、生活保護法の介護扶助のための機関として指定を受けたものとみなされた介護機関について、介護保険法の指定等の全部又は一部の効力の停止があつたときは、当該効力が停止された部分及び期間に限り、生活保護法の指定の効力も停止するものとする。

3 生活保護法第六十三条の規定による返還額、同法第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定による徴収額又は保護の変更、廃止若しくは停止に伴う返還額等の収納の事務について、私人に委託することを可能とすること。

4 その他所要の改正を行うこと。

#### 第四 農林水産省関係（第四章関係）

##### 一 森林法の一部改正（第七条関係）

市町村は、森林法の規定による申請、届出等により得られた情報のほか、森林の土地の所有者の氏名等を把握するための調査により得られた情報に基づき、林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消を

行うものとする。

## 第五 国土交通省関係（第五章関係）

### 一 軌道法の一部改正（第八条関係）

1 この法律により都道府県知事が処理することとされている事務のうち、当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の指定都市の区域内のみにある軌道に係るものを、指定都市の長が行うものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

### 二 不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正（第九条関係）

不動産鑑定士の登録、変更の登録及び登録の消除の申請並びに死亡等の届出に係る都道府県知事の經由事務を廃止すること。

### 三 都市計画法の一部改正（第十条関係）

町村が都市計画を決定するに際し必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とすること。

第六 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとする  
こと。

1 公害紛争処理法の一部改正等 公布の日から施行

2 生活保護法の一部改正等 令和二年十月一日から施行

3 児童福祉法の一部改正 令和三年四月一日から施行

4 軌道法の一部改正等 令和四年四月一日から施行

二 所要の経過措置を規定すること。

三 所要の規定の整備を行うこと。